

公益財団法人 世田谷区保健センター 第三次 経営ビジョン

令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度



令和 3 年 3 月

公益財団法人 世田谷区保健センター



旧保健センター（三軒茶屋）
昭和51年10月～令和2年3月

はじめに

世田谷区立保健センターは、令和2年4月に保健・医療・福祉の全区的な拠点である「うめとぴあ」内の区立保健医療福祉総合プラザ内に移転しました。区立保健センターの運営法人である公益財団法人世田谷区保健センターは、区民の健康と福祉の向上に資することを目的として、事業の一層の充実に努めております。

このたび策定しました『世田谷区保健センター第三次経営ビジョン』は、令和2年度初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響等の様々な状況の変化を踏まえつつ、当財団の「めざす姿」に向け、今後5年間の経営方針を定めたものでございます。この新たな経営ビジョンに基づき効率的な財団運営に努めるとともに、区民の健康と福祉の向上に寄与する先駆的な施策・事業に取り組んでまいります。今後とも、「うめとぴあ」において事業を展開する区立保健センターの運営に一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

公益財団法人世田谷区保健センター

理事長 永井 努

目次

第1章	経営ビジョンの策定について ～目的・位置付け・期間～	P1
1	保健センター設立の目的	P1
	(1) 設立の目的	
	(2) 経営理念と経営方針	
2	経営ビジョンの目的・位置付け・期間	P2
第2章	保健センターを取り巻く状況	P4
1	世田谷区の取り組み	P4
	(1) 健康せたがやプラン（第二次）の重点施策等について	
	(2) 梅ヶ丘拠点における世田谷区立保健センターの事業実施方針	
	(3) 世田谷区新実施計画・後期	
	(4) 地域包括ケアシステムの推進	
	(5) せたがやノーマライゼーションプラン	
	世田谷区障害者計画-(平成 27 年度～平成 32 年度)	
2	新型コロナ感染症拡大に伴う影響	P6
3	区立保健医療福祉総合プラザへの移転	P7
4	検査機関の状況	P7
第3章	保健センターのめざす姿	P8
1	めざす姿	P8
2	保健センターが抱える課題	P8
3	梅ヶ丘拠点施設としての課題	P9

第4章	今後の事業展開	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
1	事業体系図	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
2	梅ヶ丘拠点での保健センターの事業展開	・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
	(1) がん対策の拡充		
	(2) 健康増進・健康教育事業の拡充		
	(3) 地域医療の後方支援機能の強化		
	(4) 障害者相談支援事業の充実		
	(5) こころの健康相談支援事業の拡充		
	(6) 保健医療福祉の連携による新たなサービスの構築		
第5章	効率的経営と人材育成・危機管理 ～経営改革～	・・・・・・・・	P25
1	新たな保健センター機能を支える基盤の強化（経営改革）に向けて		P25
2	経営改革の取り組み	・・・・・・・・	P25
3	効率的な経営の実現	・・・・・・・・	P26
	(1) 効率的な事業運営に向けた事務事業の改革		
	(2) 経営基盤の強化		
	(3) 健全な公益法人会計の確立		
4	コンプライアンスの推進	・・・・・・・・	P31
	(1) 職員の社会規範及び企業倫理の醸成		
	(2) 情報公開制度と個人情報保護		
	(3) ハラスメント対策の推進		

5	区民サービスの質の向上	・ ・ ・ ・ ・	P34
	(1) 区民サービスの質の向上		
	(2) 広報活動の強化		
6	質の高い人材育成	・ ・ ・ ・ ・	P38
	(1) 世代交代を視野に財団運営に必要な人材の確保		
	(2) 財団の経営改革を推進できる人材の育成		
7	安全管理体制の強化	・ ・ ・ ・ ・	P41
	(1) 医療等安全管理委員会		
	(2) 危機管理委員会		
	(3) 防災対策の強化		

第1章 経営ビジョンの策定について

1 保健センター設立の目的

(1) 設立目的

公益財団法人世田谷区保健センターは、世田谷区の「健康都市宣言」(昭和46年3月)を受け、区民の健康保持増進に役立つ総合的な健康診査等を行い、区民福祉の向上に寄与することを目的とした世田谷区立保健センターの運営実施主体として、昭和51年10月に財団法人として設立された。平成23年2月には公益財団法人の認定を受け、より公共性の高い団体として今日に至っている。

健康都市宣言(昭和46年3月22日)

世田谷区は、東京の西の玄関として近代都市の道を歩んできたが、急激な都市化は、区民の健康に影響を及ぼし、今や環境を保全すべき重要な段階にきている。このときあたり、世田谷は「緑と太陽の文化都市」をめざして、身体健康・精神健康・環境の保全を基調として、あらゆる施策を結集し、健康で文化的な、明るく住みよい都市建設のため、全区民と手をたずさえ世田谷を「健康都市」とすることをここに宣言する。

(2) 経営理念と経営方針(平成18年策定)

経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民活動を全区的に支援し、財団の存在意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る

経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する財団を目指す。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存在意義を高める。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

2 経営ビジョンの目的・位置付け・期間

(1) 経営ビジョン策定の目的

当財団は、昭和51年10月から世田谷区立保健センターを運営し、平成12年4月からは世田谷区立総合福祉センターの管理運営も受託し、「世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」（定款第3条）ことを目的に運営を行ってきた。

平成18年には、経営改革をより一層推進するため、「**経営理念**」「**経営方針**」を定め、各事業に取り組んだ。

平成23年2月の公益財団法人への移行を契機として、公益性の高い事業を展開する法人としての役割を果たすために、その基本的な考え方や向こう5年間の経営の中長期的な事業実施の方針を示す「**第一次保健センター経営ビジョン**」を平成23年3月に策定し事業に取り組んだ。

平成25年12月には区において梅ヶ丘拠点整備プランが策定され、区立保健センターの拠点施設への移転、区立総合福祉センターの廃止・機能の移行等が決定された。さらに、平成26年3月には区から「外郭団体改革基本方針」が示され、より一層の自主・自立に向けた改革が求められた。このような状況を踏まえ、平成27年12月に「**第二次保健センター経営ビジョン**」を策定し、さらなる経営改革に取り組むとともに、区立保健センターの移転や区立総合福祉センターの事業移行準備等を進めた。

このたび策定する「**第三次保健センター経営ビジョン**」は、区立総合福祉センターの廃止により平成31年4月から機能移行を受けた障害者（児）専門相談事業等の実施、令和2年4月の区立保健センターの区立保健医療福祉総合プラザへの移転、さらに令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響等の様々な状況の変化を踏まえつつ、公益財団法人世田谷区保健センターの「めざす姿」に向け、5年間の経営の中長期的な事業実施の方針を定めるものである。

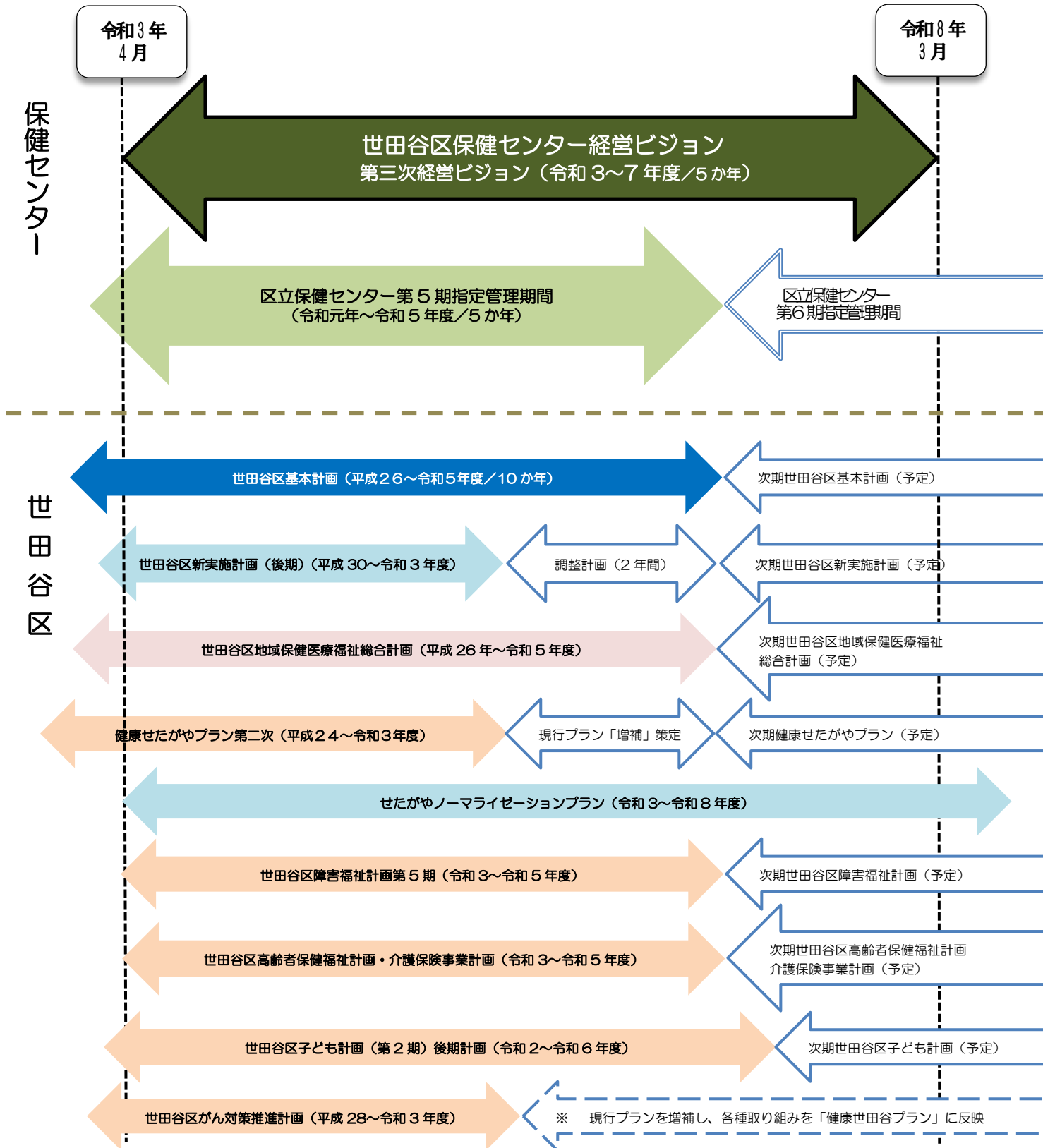
(2) 経営ビジョンの位置付け

本ビジョンは、区の「外郭団体改革基本方針」を踏まえ、より一層の自主・自立を高めるとともに、経営の安定化や効率化等に取り組む基本となる経営方針とし、事業計画及び収支予算計画、人事・組織計画、財務改善計画の基礎とする。

(3) 経営ビジョンの期間

令和3年度から概ね5年程度とする。ただし、本ビジョン策定後に社会状況等の激変や国、都及び区政の施策動向の重大な変化等が生じた場合には、改定を行うものとする。

【本計画の期間】



第2章 保健センターを取り巻く状況

1 世田谷区の取り組み

(1) 健康せたがやプラン(第二次)の重点施策等について

区の総合保健計画「健康せたがやプラン(第二次)後期(平成29～平成33年度)」では、次の4施策を重点施策と位置付けている。

【「健康せたがやプラン(第二次)」の重点施策】

- | | |
|---------------|------------|
| I 生活習慣病対策の推進 | II 食育の推進 |
| III こころの健康づくり | IV がん対策の推進 |

(2) 梅ヶ丘拠点整備事業に伴う世田谷区立保健センター事業実施方針(平成30年3月)

新規・拡充事業を展開するための5つの視点

- I 健康増進・健康づくりの普及啓発
- II 障害者等を含む区民の健康づくり支援
- III がん患者やその家族等を支える中核的機能の確立
- IV 地域の医療や健康づくりへの支援
- V 障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに対する相談・支援

(3) 世田谷区新実施計画・後期(平成30年3月)

区は、外郭団体改革基本方針(平成26年3月)により外郭団体の自主・自立に向け、より一層の効率的な運営の確立を求めた改革の方針を示し、世田谷区新実施計画(平成30～令和3年)において(公財)保健センターの基本目標を定めている。

(公財) 保健センターの改革の方針

- ・公益財団法人としての役割を一層発揮し、区民の健康づくり支援や、がん患者等を支える取り組みの拡充
- ・こころの健康等に関する相談窓口の整備
- ・地域医療機関への後方支援の強化
- ・経営基盤の安定化及び経営の効率化の一層の推進

(公財) 保健センターの基本目標

- I 健康増進・健康づくりの普及啓発と地域の医療や健康づくりの支援
- II がん患者や家族等を支える中核的機能の確立への対応
- III 障害者専門相談・乳幼児育成相談およびこころの健康づくりに関する相談・支援
- IV 梅ヶ丘拠点整備事業への対応

(4) 地域包括ケアシステムの推進

世田谷区においては、高齢者だけでなく、障害者（児）や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられることを目的とした地域包括ケアシステムの構築を推進している。

地域包括ケアシステムの推進では、あんしんすこやかセンターの相談対象を高齢者だけでなく障害者（児）や子育て家庭などに拡大するとともに、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び地区社会福祉協議会が一体となった「福祉の相談窓口」を設置し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組み、地域包括ケアの地区展開を進めている。

(5) せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害者計画(平成27～32年度)

せたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～平成32年度）では「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念に、下記の基本的方向性に沿って様々な施策が展開されている。

さらに、令和3年度には新たな計画（令和3年度～令和8年度）が制定される予定になっている。

- 障害に対する理解や配慮の促進
- 共生社会実現のための区民、事業者、区の連携、協働
- ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響

新型コロナウイルス感染症は、今まで経験したことのないような影響や行動変容を社会全体に及ぼしている。また、感染症という特有の事象により、将来予測が困難であり、かつ感染が再び拡大する可能性がしばらく残存すること、さらに国や自治体からの要請、労働環境や移動の物理的制約など、感染の状況に応じて随時見直すべき事項が多数あり、財団を取り巻く環境変化も多岐にわたるといった特徴がある。

こうした環境変化を通じ、財団事業のさまざまな側面に新型コロナウイルス感染症は影響を与えており、中長期に渡ってこれらの影響は継続するものと考えられる。そのため、今後は手洗い・手指消毒や三密の回避など「新たな生活様式」に対応した事業を展開していく。

(1) 指定管理事業への影響

財団では、がん対策・健康増進・障害者専門相談等を世田谷区から指定管理事業として受託しているが、感染拡大の状況によりいずれも事業を休止したり、事業再開等においても感染予防を徹底するため、利用者数を大幅に制限するなどの対応を取ってきた。区民についても、感染リスクを考慮しがん検診受診を見送るケースが多くみられ、がんの早期発見への影響が懸念される。保健センターでは特に高齢者や障害者など、罹患すると重症化の可能性が高い区民を対象とする事業も多いことから、事業運営においては、感染予防のための体調チェックや誘導、消毒作業等にこれまで以上の対応や経費を必要としている。

また、検診車による胃がん検診や運動指導員派遣、生活習慣病重症化予防など地域の健康づくりを推進する事業については、外部施設の利用中止や使用制限の対応を受け、実施内容を一部見直すことにもなった。

(2) 財団自主事業（収益事業）への影響

保険診療等による検査事業においては、国の緊急事態宣言期間中においても、感染予防の対応を図りながら各種精密検査を継続実施していたが、感染リスクの高い内視鏡検査については、推奨される感染予防の実施体制が整うまでの間、事業を休止せざるを得なかった。また、継続実施していたMR I、CT等の各種検査においても、感染予防の対応から受け入れ人数を制限し、感染状況の推移に合わせて徐々にその数を戻していった。地域医療の後方支援として実施する同事業は、病院等の医療崩壊が危惧された時期にその必要性を改めて認識することとなったが、感染リスクを心配し医療機関の受診を控える傾向の影響もあり、実績は大幅減少となった。

また、健康診断（企業健診・個人健診）や脳ドック等の料金規程事業については、緊急事態宣言期間中全面休止の対応を取っており、事業再開後においても感染予防の配慮から、特に健康診断の実績減少は顕著なものとなっている。

いずれの事業も対応の工夫などから、感染予防を継続しながら受け入れ人数の回復に努めるが、今後の感染拡大の状況によっても大きく左右するため、収益確保の点でも動向が危惧される。

(3) 財団運営への影響

公益財団である当法人は、常に赤字となる公益目的事業において必要な資金を収益事業の利益から補填している。しかし令和2年度の会計においては、新型コロナウイルス感染症の影響により収益事業が大幅に縮小となり、従来実施してきた資金の補填が困難となる可能性があり、同様の状況が複数年にわたることも想定される。そのため、今後の安定した財務基盤の確立に向けて積立資金の活用が重要となる。

3 区立保健医療福祉総合プラザへの移転

当財団は開設より43年間、世田谷区三軒茶屋で事業を展開してきたが、世田谷区は梅ヶ丘病院跡地整備計画に基づき「世田谷区立保健センター」を令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザの2・3階に移設した。また、暫定施設で事業展開していた専門相談課（旧総合福祉センターから移管した障害者（児）の相談業務を実施）と一体となり、保健・医療・福祉の総合的な拠点施設で事業を再スタートした。

移転当初より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開設イベントの中止や事業の一部休止に見舞われたが、これまで利用していた区民のほか、松原地区を中心とした北沢地域の新たな顧客獲得に向けて、より多くの区民に活用されるよう事業展開に工夫が必要となる。同時に、移転により利用しづらくなった地域へのアウトリーチ展開も、充実させていく必要がある。

また、プラザ内の施設間の連携などにより、相乗作用を高めプラザ内の中心的施設としての役割を積極的に発揮していくことが求められている。

4 検査機関の状況

当財団が保険医療機関となって34年になるが、この間に区内で精密検査事業を展開する検査中心の医療機関が増加している。MRI・CT等の高度医療機器を保有する医療機関の増加が、財団の経営状況にも影響を及ぼしている。

引き続き区内の地域医療の後方支援の役割を担うため、PR活動に努めるとともに移転に伴い更新した高度医療機器等を有効に活用した新たな事業展開も考えていく必要がある。

第3章 保健センターのめざす姿

1 めざす姿

(公財)世田谷区保健センターは、令和2年4月に移転した「区立保健医療福祉総合プラザ」の施設・設備を有効に活用し区の保健医療福祉を担う上で、世田谷区民および区内医療機関に信頼され利用される、なくてはならない存在である「保健センター」をめざす。

2 保健センターが抱える課題

(公財)保健センターは、令和5年度以降も区立保健センターの指定管理者を担うことをめざし、引き続き次の課題について解決に向け取り組む。

- 梅ヶ丘拠点における既存事業の拡充・見直し、新規事業の検討
- 総合福祉センターから移行した障害者専門相談の充実
- 保健医療福祉の豊富な人材と培ったノウハウを活かした、『総合力』を発揮することを当財団の最大の強みとした財団運営の基礎力強化
- 将来を見据えた人材育成
- 財団の経営改革のより一層の促進

《課題解決に向けた方針》

これらの課題を解決するためには、保健センターの『総合力』をより一層発揮し、職員一人ひとりが課題と目標を十分に理解した上で、新たな施策・事業を社会状況の変化や区民ニーズに応じて構築していくことが重要である。また、区及び関係機関等とも密に連携を図り事業展開していく必要がある。

3 梅ヶ丘拠点施設としての課題

梅ヶ丘拠点整備プランにおいては、拠点内の各施設が相互に連携強化を図ることと先駆的なモデルを提示するとともに、身近な地域でのきめ細やかなサービス提供に寄与することとしている。また、総合プラザ内には大規模災害時に区の医療救護本部が設置される。

保健センターは多種多様な職種・人材を有する拠点内の中核施設として、次の課題にも取り組んでいく。

○健康増進や人材育成等に関する拠点内連携事業についての提案と実施

○区の医療救護本部が総合プラザに設置された際の運営等への協力

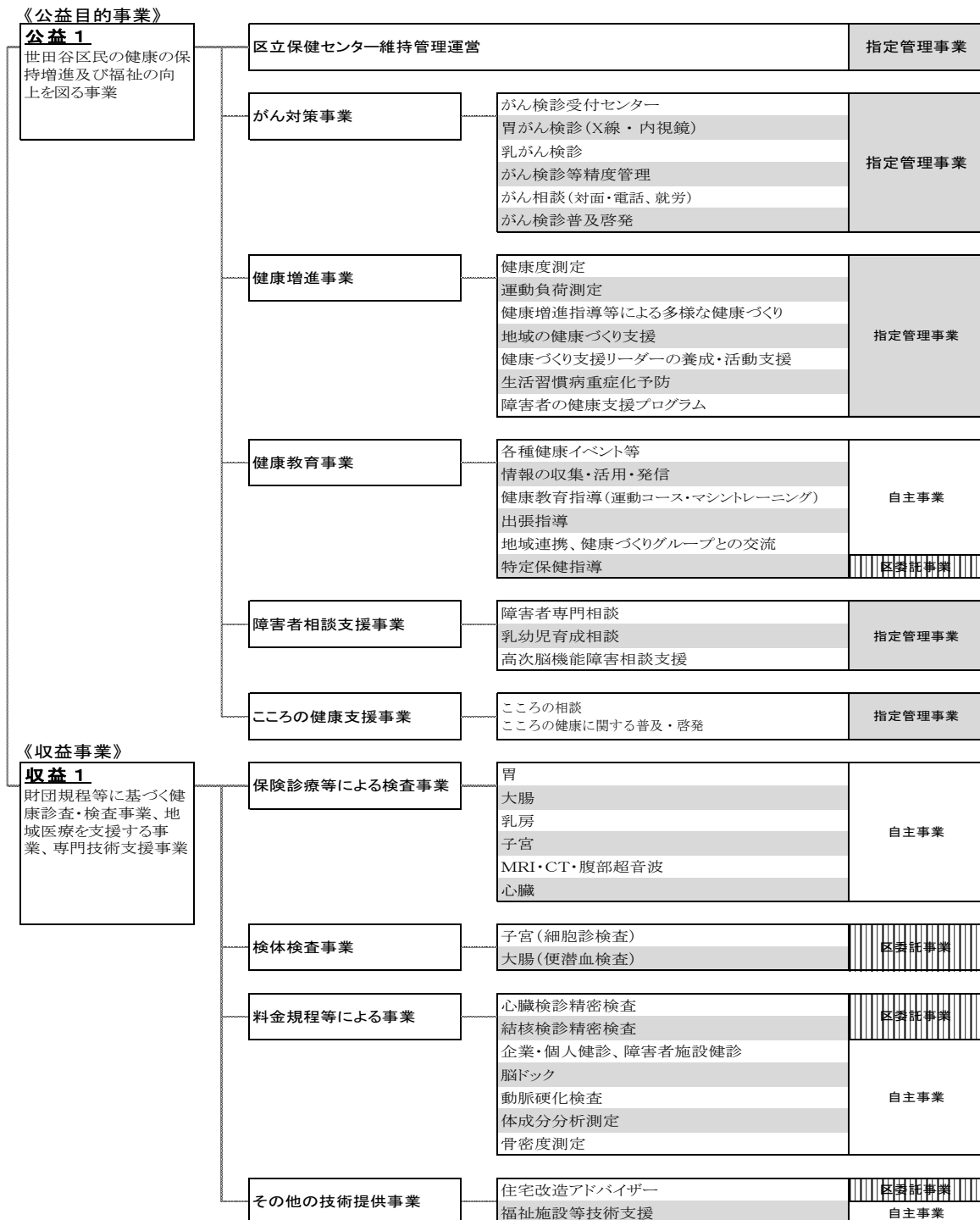
○時代の変化に合わせリモートで行う新たな健康指導や相談等の実施

第4章 今後の事業展開

1 事業体系図

当財団の事業は、次の体系図のとおりとなっている。区の外郭団体として、指定管理事業や公益財団法人としての「公益目的事業」を中心とした事業展開となるが、それを支える経営基盤として「収益事業」の強化が必要である。

事業体系図



2 梅ヶ丘拠点での保健センターの事業展開

保健センターを含む「梅ヶ丘拠点(うめとぴあ)」については、公民連携により「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」、「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」の4つの拠点機能を一体的に整備し、相互に連携することで、専門性の集積による新たなサービスモデルの創出や、地域でのサービス提供を支える専門人材の育成、情報発信等を行うなど、総合的な保健医療福祉の拠点施設をめざしている。

また、保健センターは主に「健康を守り、創造する機能」「相談支援・人材育成機能」の拠点機能を果たしていくため、組織体制の見直しや財団の自立性を高めるための経営改革、将来の財団を担う人材の育成に取り組み、質の高いサービスを提供できる効率的な組織を構築し、区民のための保健センターであり続けるよう邁進していく。

(1) がん対策の拡充（検診・精度管理・相談等、がんに関する中核的機能の確立）

① これまでの経緯

国は、平成19年に「がん対策推進基本法」を施行した。区は、平成26年に、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざし「世田谷区がん対策推進条例」を制定した。

保健センターは、昭和51年の設立以来、がん検診項目や検査対象の拡大を図りつつ様々な角度から区のがん対策の一翼を担ってきた。平成26年には、がん患者及びその家族に対する支援として「がん相談コーナー」を開設した。平成27年には、追跡調査等による「がん検診精度管理」を区が実施する5がん検診（胃、大腸、子宮、乳、肺）すべてに適用した。平成29年より、がん検診の受診率向上や普及・啓発の推進を図るため、がん検診案内窓口の一本化に取り組み、令和2年には5がん全ての案内窓口として「がん検診受付センター」を開設した。

また、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、がん検診の大部分を一時休止し、再開後は密閉・密集・密接を避けるため受診定員の見直しなどを進めた。

② 現状の課題

- がん患者およびその家族に対する支援体制、事業の周知が十分ではない。
- 区のがん検診において5がんともに目標受診率に届いておらず、国全体の受診率より低い現状がある。
- 蓄積された「がん検診精度管理データ」の効果的な活用が広がっていない。
- 新型コロナウイルス感染症への対応は、今後しばらく続くものと予測される。感染予防対策を徹底することで安心して検診を受けられる環境が求められている。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

区民のがんの早期発見に向けた各種がん検診の受診率向上、検診の質を向上させるための精度管理の充実、がん患者や家族等への支援など、「がん患者や家族等を支える中核的機能」の構築を目指す。

④ 事業の柱（主な取り組み）

- I がん相談機能の拡充とがん関連情報の発信
- II がん検診の精度管理推進と集積データの活用
- III がん検診の受診率向上及び質の向上
- IV 子宮がん検診の液状化検体細胞診検査導入

I がん相談機能の拡充とがん関連情報の発信

がん患者およびその家族等が必要な支援を受け、自分らしい生活を継続することが出来るように、がん相談事業を強化・拡充するとともに、信頼性の高い情報の収集と提供に努める。

ア 相談体制の充実

従来からの対面相談、電話相談、就労相談（対面）に加え、令和2年から開始した一次相談の窓口体制を整備する。また出張相談として地域での相談機会を設ける。

イ がん相談事業の周知強化

令和2年の移転により、予約や相談の電話番号が変更となったため、改めて「がん相談」の周知強化に取り組む。

ウ がん関連情報の発信拠点づくり

がんに関する書籍やリーフレット類のほか、インターネット上のがん情報にアクセスできるよう情報コーナーの環境整備に取り組む。

また、がん患者や家族等が、わかりやすく正しい情報を取得できるように、がんに関する信頼のおける情報を収集し提供することをめざす。

エ がん患者・家族等の支援の充実

がん患者団体や医療機関、在宅療養を支援する看護・介護など関係機関との連携を深め、がん患者・家族等の支援充実に向けて取り組む。

Ⅱ がん検診の精度管理推進と集積データの活用

- ア 精密検査結果を把握し、蓄積した精度管理データを分析・評価し啓発等の施策を提案
- イ プロセス指標の集計把握と全地域との比較分析による検診の質の向上
- ウ 区や医師会との精度管理の連携強化

Ⅲ がん検診の受診率向上及び質の向上

- ア 胃がん内視鏡検診における実施曜日の増設
- イ 検診専門資格と施設認定の取得を推奨し、検査精度の向上を図る
- ウ がん予防や受診勧奨等の啓発活動の検討

Ⅳ 子宮がん検診の液状化検体細胞診検査導入

- ア 検診実施機関からの液状化検体の回収方法について検討
- イ 液状化細胞診の導入に向けた細胞判定基準の習得ならび技術研修の実施
- ウ 子宮がん検診におけるHPV検査(注1)の有用性については国の動向及び設備情報の収集

(注1) HPV検査とはヒトパピローマウイルス (Human papillomavirus:HPV) に感染しているかどうか確認する検査。HPVは、ヒトでは皮膚に感染する型と粘膜に感染する型とで100種類以上の型が発見されており、その一部の型において子宮頸がんの原因になることが判っている。

(2) 健康増進・健康教育事業の拡充

① これまでの経緯

昭和53年、区立保健センターは都内初の健康増進施設として事業を開始し、昭和57年には地域へ運動指導員を派遣するなど事業を全区展開しつつ、様々な機会等を通じ区民の健康づくりを支援し続けてきた。

「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を目標に掲げる国の「健康日本21(第二次)」や「生活習慣病対策の推進」を重点施策と位置付ける区の保健計画「健康せたがやプラン(第二次)」を受け、平成26年度以降、「中小企業向け生活習慣改善支援事業」や地域医療や区との連携による「生活習慣病重症化予防事業」など、区民の生活習慣病対策にも積極的に取り組んできた。

令和2年には梅ヶ丘へ拠点を移したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部事業の休止や縮小して行うとともに再開後の感染予防対策を行いながら事業を展開している。

② 現状の課題

- 梅ヶ丘移転に伴い区民の利用状況の変化の把握と対応。
- 障害者・高齢者等、さまざまな区民のニーズに応じた健康度測定事業の再構築。
- コロナ禍で感染予防対策を行い、利用者・職員ともに安心できる事業実施方法の展開。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

- 区民一人ひとりの健康保持・増進をめざし、それぞれのライフステージや個々の健康状況に応じた健康づくりを支える
- 少子高齢社会、ノーマライゼーションの広がり、ITインフラの普及など社会の変化に応じた新たな健康づくりの取り組みを進める

④ 事業の柱(主な取り組み)

- | |
|--------------------------------------|
| I 人生100年時代に必要となる新たな健康度測定 of 構築 |
| II 一人ひとりに寄り添うかたちの個別指導 of 展開 |
| III 壮年期世代から高齢者まで幅広いニーズに対応した地域の健康増進指導 |
| IV 障害に応じた健康づくり |
| V 個別および集団に対するリモート指導 |

I 人生100年時代に必要となる新たな健康度測定 of 構築

健康度測定 of 開始から40年を経た現在、多くを占めた中高年世代 of 受診者が高齢者となり受診を継続している。健康寿命を維持するためにも高齢者向け健康度測定として検査内容 of 再構築を行う。

また、生活習慣病予備軍 of 壮年期世代などさまざまなニーズに応えるため、健康度測定 of あり方を構築する。

II 一人ひとりに寄り添うかたちの個別指導 of 展開

これまでの集団指導中心 of 指定管理事業「健康増進指導」に新たな手法として、個人へのフォローアップを取り入れた事業を展開する。令和3年度より「健康診断を受けたら、保健センターへ」を合言葉に健康診断受診後の区民を対象として、栄養・運動・休養 of 個別相談を開始する。

III 壮年期世代から高齢者まで幅広いニーズに対応した地域の健康増進指導

健康づくり of 地域展開を充実させ、地域講座を区内全域に順次拡大していく。子育て世代に向けては、生活習慣病予防 of 取り組みを、介護予防世代・介護が必要になる世代にはロコモティブシンドローム・サルコペニア・フレイル予防 of 取り組みを展開する。

IV 障害に応じた健康づくり

障害者の健康づくりにおいては、生活習慣病 of 予防・改善のための障害に応じた講座を拡大していく。

V 個別および集団に対するリモート指導

企業向けの集団指導や相談、これまでの来所型集団・個別指導などにおいて、リモートなどの手法を試行・検証し、在宅でも可能な新たな指導スタイルを検討し、様々なニーズに応えていく。

(3) 地域医療の後方支援機能の強化（保険診療等による検査事業）

① これまでの経緯

東京23区最大の人口と2番目の広い面積を有しながら、区内には全区をカバーできる大学病院等の規模の中核的な医療・検査機関がない。医療の高度化、先進化へのニーズが高まるなか、区立保健センターは昭和60年に保険医療機関の指定を受け、地域医療機関の後方支援としての医療事業（自主事業）をスタートした。CTやMRIなどの高度医療機器を整備し、大学病院から専門医師を招くなど、区民が身近で安心して検査を受けられる体制を整え、迅速で質が高く安定した検査をこれまで提供し続けてきた。

平成25年に、(公財)保健センターが区及び地区医師会と連携しまとめた「今後の世田谷区医師会・玉川医師会と世田谷区保健センターの協力・連携事業等について（最終答申）」では、今後、区立保健センターの高度医療機器を活用した先駆的な地域医療支援のあり方(有用性等)や将来を見据えた新規モデル事業等の実施に向けて、区立保健センターの梅ヶ丘病院跡地移転も視野に検討をすることが望ましいものと結論付けられた。

また、移転前の医療機関を対象とした調査でも、医療機関の回答の約8割が保健センターの高度医療機器を活用した精密検査を引き続き利用したいと答えている。

② 現状の課題

- 地域医療機関のニーズに応えた新規事業の検討。
- 移転に合わせて更新した高度医療機器（CT/MRI）を活用した質の高い精密検査の提供。
- 地域医療機関との連携を図り、地域医療の向上に努める。
- 新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底し、安心かつ質の高い検査を提供する。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

- 区民が地域の身近なかかりつけ医を通じて、速やかにかつ安心して精密検査を受診できる環境を整備する
- 先駆的な検査を保健センターで積極的に実施することで、さらなる地域医療の後方支援機能の強化を図る

④ 事業の柱(主な取り組み)

- | |
|-------------------------------------|
| I 地域医療の後方支援のための環境整備に関する提案 |
| II 高度医療機器（MRI/CT）を効果的に活用した精密検査事業の充実 |
| III 経鼻内視鏡検査導入に向けての検討 |

I 地域医療の後方支援のための環境整備に関する提案

- ア 当日の検査依頼および夜間検査予約の受け入れ拡大の検討
- イ 新型コロナ感染症状況下での感染予防等、安全対策の徹底
- ウ 講演会や見学会等を開催し、医療機関との信頼関係を構築
- エ 検査機器の有効活用の検討

II 高度医療機器(MRI/CT)を効果的に活用した精密検査事業拡充

CTコロノグラフィやカルシウムスコアリング、MRIによる膝解析などの新たな検査を積極的に行い、さらなる地域医療の後方支援の役割を果たして行く。

III 経鼻内視鏡検査導入に向けての検討

地域医療機関のニーズに応え、経鼻内視鏡検査の導入を検討する。

(4) 障害者相談支援事業の充実

区立保健センターは、旧区立総合福祉センターで実施していた事業のうち、主に相談部門を平成31年度に引継いだ。なお、障害者総合支援法に基づく自立訓練や児童福祉法に基づく児童発達等は、東京リハビリテーションセンター世田谷に引継がれた。

障害者（児）を対象とした相談支援は、地域の総合支所保健福祉センター、地域障害者相談支援センター、指定特定相談支援事業所、あんしんすこやかセンターなどでも行っているが、保健センターでの相談支援は、障害のある方やその家族等が抱える課題の解決に向けて、専門職が相談を受け、評価を実施し、適切に支援機関や社会資源につなぐ等の専門性の高い相談支援であり、引き続き区が担うべき重要な役割として実施していくこととなった。

保健センターでは、旧区立総合福祉センターが30年間蓄積してきた相談・評価機能のノウハウを充分活かすとともに、スーパーバイズ機能の強化やコーディネート機能を新たに付加するなど相談機能をさらに充実させる方針である。

ア 障害者専門相談

① これまでの経緯

障害者専門相談事業は、旧区立総合福祉センターにおいて成人担当の事業として実施されていた事業のうち、障害者総合支援法に基づく自立訓練を除く部分を区立保健センターが引継ぎ、専門相談課で実施することになったものであり、高次脳機能障害者への支援に特化した「高次脳機能障害相談支援」とその他の多様な障害に対応する「障害者専門相談」とに分け、事業の再構築を図ったものである。

障害者専門相談の事業は、相談事業・地域支援事業・支援者養成事業の3本の柱で構成され、事業の中心は相談事業である。旧区立総合福祉センターでは、「相談・評価・自立訓練」を一体として実施してきたが、保健センターでは、「相談と評価」を行い、訓練などが必要となる場合は、自立訓練事業所などの適切な施設や機関へつなぐ形となった。地域支援事業・支援者養成事業については、当事者及びその家族への支援と合わせて、支援者をバックアップする機能にも重点を置いて事業展開している。このバックアップ機能について、関係機関などに十分に認識されていない状況があるため、事業内容の周知の強化を図っている。

② 現状の課題

○ 相談事業の充実及び区民への周知

旧区立総合福祉センターからの機能移行により、「相談→評価→次のステップへつなぐ」という流れとなったため、ケースワークや調整機能の充実が必要である。合わせて、発足して間もない本相談事業の機能について区民への周知を強化する必要がある。

○ 関係機関との連携の強化

当事者が地域生活を継続するための支援を円滑に進めるため、東京リハビリテーションセンター世田谷をはじめとする区内の障害者施設や地域障害相談支援センター、あんしんすこやかセンター等の相談支援機関との連携を強化していく必要がある。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

- 障害者の地域生活を支えるため、相談・評価後の次のステップにつなぐ「ケースワーク」「調整機能」の充実
- 関係機関及び各種支援機関と連携し「切れ目のない支援」を進めていく

④ 事業の柱（主な取り組み）

- I 専門評価に基づく相談支援の充実
- II 関係機関及び各種支援機関との緊密な連携
- III 拠点施設としての取り組み

I 専門評価に基づく相談支援の充実

専門評価に基づき、利用者ニーズおよび家族のニーズに的確に対応した相談支援を行うため、ケースワークやコーディネート機能の充実に取り組む。

II 関係機関及び各種支援機関との緊密な連携

相談者の状況に的確に対応し、次の支援機関へ円滑につなぎ、「切れ目のない支援」が行なえるよう、関係機関及び各種支援機関と連携・協力体制を構築する。

Ⅲ 拠点施設としての取り組み

将来の世田谷区の社会状況などを見据えながら長期的な視点に立ち、当事者の置かれている生活環境とニーズに的確に対応できる先駆的事業の展開を進めていく。

イ 乳幼児育成相談

① これまでの経緯

平成31年度には、旧区立総合福祉センターからの機能移行を円滑に進めるために、乳幼児期の支援に関わる関係機関等と密接に連携を図りながら、梅ヶ丘拠点での相談・評価・支援の体制づくりに取り組んだ。

令和2年度には、区役所梅ヶ丘分庁舎から梅ヶ丘拠点の区立保健医療福祉総合プラザへ移転し、新しい環境において、相談・評価・支援体制の基盤整備を図るとともに、東京リハビリテーションセンター世田谷と連携したPDCAサイクルに基づく支援体制の強化・充実に取り組んでいる。

② 現状の課題

- 梅ヶ丘拠点（保健センター・東京リハビリテーションセンター世田谷）における相談・評価・支援・再評価の枠組みの確立とサービスの質の向上への取り組みが必要である。
- 母子保健や子育て支援など身近な相談場所からの支援が途切れることがないように、乳幼児期に関わる関係機関との連携強化が必要である。
- 保育所、幼稚園等での子どもの特性理解や合理的配慮への取り組みに係る後方支援体制の充実が求められている。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

世田谷区子ども計画（第2期）後期計画、せたがやノーマライゼーションプランを踏まえ、乳幼児期支援の拠点相談機関として、専門性のある相談・評価に基づく適切な支援へのコーディネートに取り組むとともに、地域・地区の施設・関係機関等と連携・協力して重層的な支援を行なう。

④ 事業の柱（主な取り組み）

- I 専門評価に基づく保護者支援の拡充
- II 関係機関との情報共有と課題解決への取り組み
- III 専門職による地域関係機関への後方支援

I 専門評価に基づく保護者支援の拡充

個別評価に基づいた子どもの特性や集団評価で得られた課題について、発達段階や行動特性を理解するための支援プログラムにより、保護者支援の拡充を図る。

II 関係機関との情報共有と課題解決への取り組み

区内拠点施設や関係機関との定期的な連絡会を通じ、情報共有及び課題の抽出、解決に向けた取り組みを行う。

III 専門職による地域関係機関への後方支援

母子保健事業や保育所等関係機関に対し、発達支援に関わる専門職を派遣し、相談・評価への円滑なつながりや支援の質の向上に向けた後方支援を行う。

ウ 高次脳機能障害相談支援

① これまでの経緯

高次脳機能障害は、見えにくい理解されにくい障害といわれ、個々の障害の状況も異なることから、当事者及び家族が複合的な課題を抱えていることも多く、特別な支援が必要である。世田谷区では平成8年から他の自治体に先駆けて、高次脳機能障害者及び家族への支援に取り組み始め、主に旧区立総合福祉センターとケアセンターふらっとが中心となって事業を展開してきた。

高次脳機能障害を対象とした自立訓練については、東京リハビリテーションセンター世田谷に移行したが、障害者総合支援法にはない小グループでの職業評価プログラムなどは、保健センターが実施している。

さらに、高次脳機能障害に対応できる支援者を養成するための各種講座や、区内の当事者・支援者との顔の見える関係を築き、ネットワークの構築を図る事業として、高次脳機能障害者関係施設連絡会、失語症サロン、当事者・家族向け相談会なども実施している。

② 現状の課題

- 旧総合福祉センターからの機能移行により、「相談→評価・職業評価プログラム→次のステップへつなぐ」という流れとなったため、ネットワークやコーディネイト機能の充実が必要である。
- 分かりづらい障害と言われる高次脳機能障害に対する理解や配慮の促進、支援者のバックアップに対する取り組みが必要である。
- 東京リハビリテーションセンター世田谷やケアセンターふらっと等、区内各拠点支援機関間との連携体制をさらに円滑かつ強固にしていく必要がある。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

世田谷区内での長年の取り組みで蓄積された高次脳機能障害に関する専門性の高い相談・評価・支援の実施と合わせて、区内関係各施設との連携体制の強化を図り、高次脳機能障害者とその家族が各ライフステージで安心して社会生活を送れるように支援していく。

④ 事業の柱（主な取り組み）

- I 高次脳機能障害に関する相談・評価・支援機能の充実
- II 高次脳機能障害者とその家族が安心して社会生活を送るための支援の充実
- III 支援者の養成とバックアップ体制の充実
- IV 関係各機関との連携体制の強化

I 高次脳機能障害に関する相談・評価・支援機能の充実

高次脳機能障害者の取り巻く課題を的確に把握して、当事者・家族・支援者の相談などのニーズに対応して行く。そのため、支援を適切に行うためのケースワークやコーディネート機能の強化を図る

II 高次脳機能障害者とその家族が安心して社会生活を送るための支援の充実

失語症サロン、当事者・家族向けの相談会、高次脳機能障害の理解促進のための講演会などに加え、失語症者向け意思疎通支援事業の実施等により支援の充実を図る。

III 支援者の養成とバックアップ体制の充実

高次脳機能障害者に対応できる支援者の養成（高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座・失語症会話パートナー養成講座）と合わせて、フォローアップ研修の開催など支援者のバックアップ体制の充実を図る。

IV 関係各機関との連携体制の強化

区内の各支援機関との定期的な連絡会を開催して情報共有を図り、各機関間での連携体制を強化する。

(5) こころの健康相談支援事業の拡充

① これまでの経緯

世田谷区では、平成30年度から精神障害者施策等の充実に向け、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応として、地域障害者相談支援センターにおける相談支援体制の強化、多職種チームによる訪問支援事業などに取り組んでいる。

また、きめ細かい「こころの健康づくり支援」を進めるため、令和2年4月から区立世田谷区保健センター内で「夜間・休日等のこころの電話相談」を開始し、こころの健康情報コーナーを開設した。

② 現状の課題

- 電話相談の利用者は、いわゆる「リピーター」が多い。より多くの区民の相談を受け、必要な支援につなげていく工夫が必要である。
- 「こころとからだの保健室 ポルタ」の「こころの健康情報コーナー」の利用者を増やすとともに、提供する情報を充実させていく必要がある。

③ 基本方針（これからの目標）

目 標

- こころの健康相談に関する支援の必要な人が適切な支援につながるよう、電話相談を区民に広く周知するとともに相談の質の向上を図る。
- 精神障害等の理解促進、差別偏見の解消につながる普及啓発事業を効果的に実施していく。

④ 事業の柱（主な取り組み）

- I ピア相談員の養成
- II こころの健康づくりを支える人材の育成
- III 当事者及び区民向け講演会等の実施

令和3年度以降、精神障害者や精神疾患等の理解、差別・偏見の解消への取り組みとして、広く区民全体への普及啓発を目的とした講演会等の開催、依存症セミナーのほか、ゲートキーパー等、こころの健康づくりを支える人材の育成も段階的に実施する予定になっている。

(6) 保健・医療・福祉の連携による新たなサービスの構築

① これまでの経緯

世田谷区では、都立梅ヶ丘病院跡地に総合的・全区的な保健医療福祉サービスの拠点づくりのため「梅ヶ丘拠点整備プラン」(平成25年12月)を策定した。このプランに基づき、梅ヶ丘拠点(愛称「うめとぴあ」)の敷地内には区複合棟「保健医療福祉総合プラザ」と民間施設棟「東京リハビリテーションセンター世田谷」の2つの施設が整備された。保健センターはその拠点機能の一部を担うべく、三軒茶屋から保健医療福祉総合プラザ内へ移転し、令和2年4月に新たな保健センターとしてスタートした。

保健センターは、この拠点に整備された福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所・薬局、並びに世田谷区医師会、また隣接の東京リハビリテーションセンター世田谷等と協力し合い、相乗効果を高め、保健センターが担う「健康を守り創造する機能」「相談支援・人材育成機能」や、様々な施設利用者の交流、多世代交流、周辺地域との連携を進め、相互理解を深めていく必要がある。

② 現状の課題

- 新たな区民サービスの創出
- 拠点内施設等との連携体制の構築と連携事業の実施
- 地域等との連携と協働による事業の実施

③ 基本方針(これからの目標)

目 標

保健センターが有する多種多様な職種・人材を基に、拠点内の「運営協議会」などを通して、健康増進や人材育成等の提案や働きかけを積極的に行い、保健医療福祉の拠点としての役割を果たしていく。

④ 事業の柱(主な取り組み)

- I 拠点内施設、各機関との連携による事業の実施
- II 施設利用者や地域等との連携・協働による事業の実施

第5章 効率的経営と人材育成・危機管理 ～経営改革～

1 新たな保健センター機能を支える基盤の強化（経営改革）に向けて

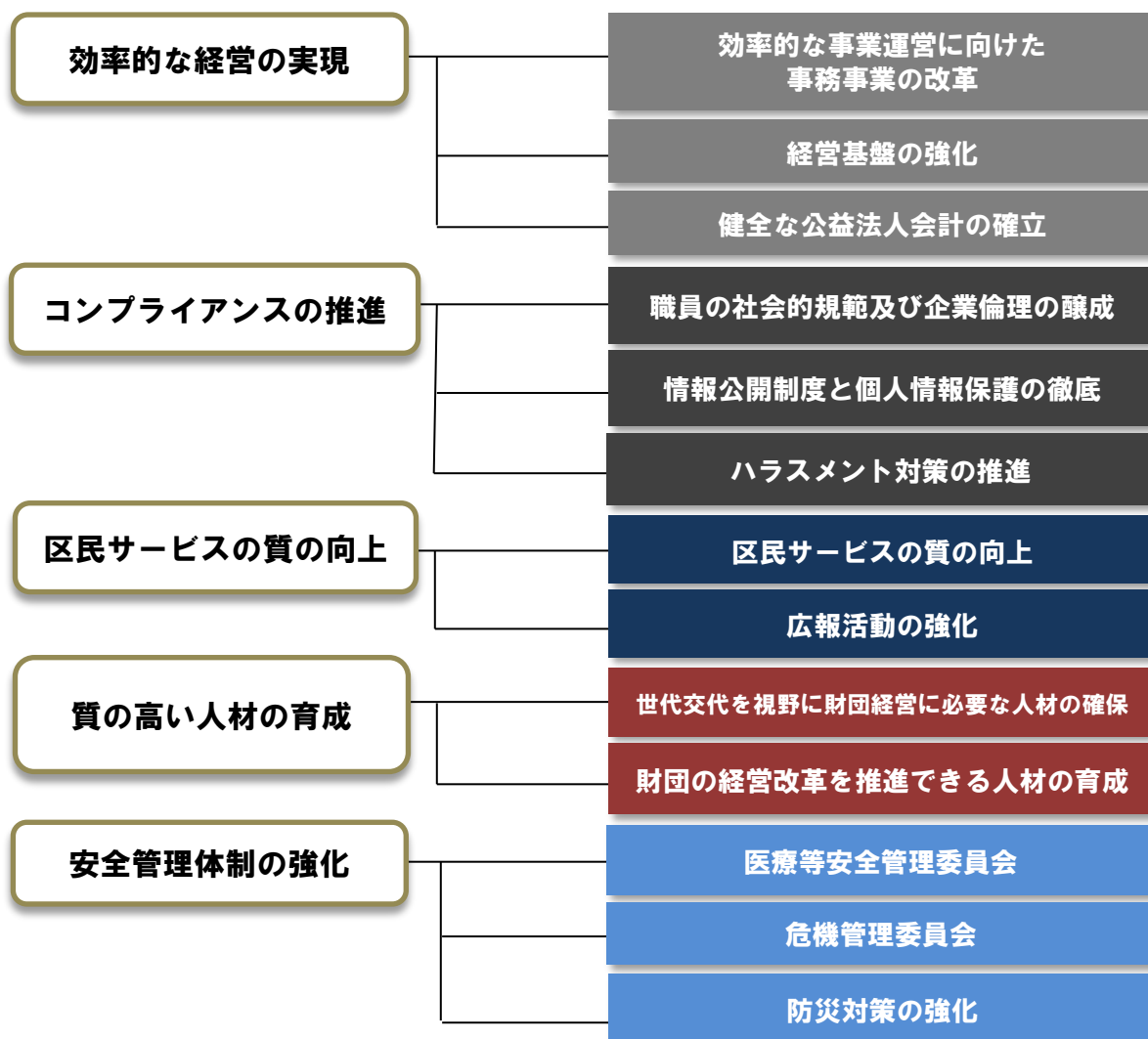
これまで培った区立保健センターの管理運営のノウハウや専門性、新たな視点や発想等を駆使し、経営基盤の安定化や経営の効率化などをめざした経営改革をより一層進めていく。さらに、先駆的施策・事業を創出するための先見性や創造性に加え、区民福祉の向上を先導する気概と叡智を持てる人材の育成にも取り組む。

2 経営改革の取り組み

新たな時代に即した法人経営に求められる経営改革の推進を5つの柱により取り組む

【経営改革を推進する5つの柱】

【経営改革の方向性】



3 効率的な経営の実現

(1) 効率的な事業運営に向けた事務事業の改革

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)保健センターは設立以来、区立保健センター等の運営主体として、設立目的である「世田谷区民の健康保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」の達成に向け、専門性の高い多種多様な事業運営を展開し区民に提供してきた。

一方、区が推進する「梅ヶ丘拠点整備プラン(平成25年12月)」では、梅ヶ丘病院跡地に保健、医療、福祉の拠点を整備し、その一環として区立保健センターを移設し「健康を守り、創造する機能」、「相談支援・人材育成機能」を構築することが謳われている。

② 改革の基本的な考え方

(公財)保健センターは、新たな区立保健センターの運営主体を今後も担うことをめざし、これまで培った専門性のスキルやノウハウとそれを支える豊富な人材などを総合的に結集(総合力)し、区民の健康を守り創造する役割を果たすとともに、健康づくりや障害者(児)支援等に関する相談や指導、検査・検(健)診機関及び地域医療機関の後方支援としての医療事業などの実践を通じ、保健・医療・福祉の全区的拠点において中核的役割を担っていく。

そのために、新たな区立保健センターに求められる拠点性等を踏まえた既存事業の拡充と強化に向けて取り組む。

③ 主な取り組み

既存事業(公益目的事業・収益事業)の見直しを図り、必要に応じて新たな区立保健センターを支える4つの基本目標ごとに、新たな施策・事業の構築や既存事業の強化・拡充に取り組む。

【(公財)保健センターの基本目標】 ※P5、P10～24 参照

I 健康増進・健康づくりの普及啓発と地域の医療や健康づくりの支援

- 人生100年時代に必要となる新たな健康度測定の新構築
- 一人ひとりに寄り添うかたちの個別指導の展開
- 壮年期世代から高齢者まで幅広いニーズに対応した地域の健康増進指導
- 障害に応じた健康づくり
- 個別および集団に対するリモート指導
- 地域医療の後方支援のための環境整備に関する提案
- 高度医療機器を効果的に活用した精密検査事業の拡充
- 経鼻内視鏡検査導入に向けての検討

II がん患者や家族等を支える中核的機能の確立への対応

- がん相談機能拡充とがん関連情報の発信
- がん検診の精度管理推進と集積データの活用
- がん検診の受診率向上及び質の向上
- 子宮がん検診の液状化検体細胞診検査導入

III 障害者専門相談・乳幼児育成相談およびこころの健康づくりに関する相談・支援

- ピア相談員の養成
- こころの健康づくりを支える人材の育成
- 当事者及び区民向け講演会等の実施

IV 梅ヶ丘拠点整備事業への対応

- 拠点内施設、各機関との連携による事業の実施
- 施設利用者や地域等との連携・協働による事業の実施

(2) 経営基盤の強化

① これまでの経緯と現状の課題

設立以来、区立保健センター等の運営主体を担う（公財）保健センターは、専門性の高い多種多様な保健、医療、福祉事業を展開するとともに、安定的な財団基盤の整備に必要な経営改革にも取り組んできた。地方自治法の改正による「指定管理者制度」導入に伴い、区立保健センター等もその対象施設となり、これまでの事業実績と経営努力等が区に評価され、平成18年度からは区立保健センター等の指定管理者の指定を受けている。また、平成23年1月にはより公益性の高い公益財団法人に移行した。さらに世田谷区が令和2年4月に設置した保健・医療・福祉の全区的な拠点である「うめとぴあ」内の保健医療福祉総合プラザ内に移転した。

一方、区の「新実施計画」や「外郭団体改革基本方針」を踏まえ、外郭団体のより一層の自主・自立に向けた改革が求められており、公益財団法人の財務3基準を遵守しつつ、安定かつ強固な法人経営を進めていく必要がある。そのためには、既存事業の強化・拡充や新規事業の開発、事務改善等を通じた収益率の向上など、増収につながる取り組みに着手し、財団の将来を見据えて財務改善に計画的に取り組む必要がある。

※「財務3基準」

- ・収支相償
公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならない。
- ・遊休財産額
毎事業年度の末日における遊休財産額は、1年分の公益目的事業に要する費用相当額を超えてはならない。
- ・公益目的事業費率
公益目的事業に関する費用の割合が事業費、管理費の合計の50%以上であること。

② 改革の基本的な考え方

保健医療福祉総合プラザへ移転したこと踏まえ、さらなる経営基盤の強化と安定をめざし、新たな「公益財団法人世田谷区保健センター財務改善計画」の策定に取組み、財務改善を計画的に推し進める。同計画では、財団の既存事業ごとの財務等に関する課題を整理し、その改善及び安定的かつ継続的な財務基盤の整備に必要な方向性や目標等を示していく。

特に収益事業については、公益目的事業の赤字の補填など経営安定のためにも重要である。安定的かつ継続的な収入確保等を図る観点から、計画期間の目標数値を計画の「指標」として設定し、「一般正味財産増減額」の黒字を適正な水準で維持することをめざす。

その他、職員の定年退職に備えた退職給付引当資産（退職給付積立金）の引き続いての確保や経営安定積立金等の積み増しなど、特定資産の確保に努めていく。また、社会情勢の変化や人材確保等の観点等から人事・給与制度見直しを検討していく。

③ 主な取り組み

- I 財務改善目標等の設定（「新(公財)保健センター財務改善計画」の策定)
 - 「公益目的事業」「収益目的事業」の各事業における財務改善目標等及び「収益目的事業」の指標として複数年に亘った目標値の設定
- II 退職引当資産の確保
 - 平成30年度に積立率が100%に到達した退職引当資産を継続して確保していくための積み増し
- III 経営安定積立金等の積み増し
 - 今後の事業運営におけるIT・デジタル化を進め、災害時の事故等にも備えるため経営安定積立金、事業推進積立金、事故対策積立金等の積み増し
- IV 収益事業の向上
 - 収益全体の6割を占める「保険診療等による検査事業について、地域医療の信頼やニーズに応える質の高い検査の提供や民間の検査機関等の台頭に対する競争力強化に向け、以下の改善等についての検討
 - ・ 地域医療機関に対する精密検査事業、移転に伴い更新した高度医療機器を中心としたPR活動の展開
 - ・ 各種検査及び事業のインターネット予約システムの改善
 - ・ 医療会計窓口の自動精算処理システムの導入やキャッシュレス決済への対応
- V 社会情勢や人材確保等の観点等による人事・給与制度見直し
 - 社会情勢の変化や民間事業者との均衡並びに人材確保の観点を踏まえつつ、効率的経営及び職員の意欲向上に資する適切な人事・給与制度を検討

(3) 健全な公益法人会計の確立

① これまでの経緯と現状の課題

(公財) 保健センターの健全な財務会計を行うため、公認会計士による例月の会計指導に加え、決算に向けた期中監査(例年11月実施)や期末監査(例年5月実施)を実施するなど、法令等を遵守しながら健全な公益法人の運営に努めてきた。

公益法人会計が複雑な体系であるため、予算編成から、監査、決算、確定申告、公益法人定期報告までの財務会計事務全般に携わる職員の作業負荷が大きいことも課題である。

② 改革の基本的な考え方

引き続き法令等を遵守した公益法人会計の運営に努めるとともに、財務状況の予測数字の精度を高め、事業執行の推移予測や損益ベースの期末想定を基に、予算編成や資産運用の執行管理等をチェックできる仕組みを整備する。

また、常にゆとりを持ち適正に法人会計を運用するために、財務会計の全体の年間スケジュール等の見直しを図り可視化する。

③ 主な取り組み

I 例月会計指導のチェック機能の強化

- 期末予測の例月会計指導への取り込みによる決算業務の作業軽減及び予測精度の向上

II 期中監査のチェック機能の向上

- 期中監査の助言・指導に活用する年度末の財務数値の予測(経常増減額や収支相償、みなし寄付後の法人税課税等)の精度向上

III 期末監査(決算監査)のチェック機能の効果的な活用

- 期末監査で実施する年度末の財務数値の予測と決算数値との差異の複数年データの評価・検証による期末予測の精度の向上

IV 財務会計事務の標準化及び可視化

- 財務会計事務の効率化に向けた年間スケジュール等の改善と可視化

4 コンプライアンスの推進

(1) 職員の社会的規範及び企業倫理の醸成

① これまでの経緯と現状の課題

保健センターの運営主体の立場を(公財)保健センターが堅持し、設立目的達成や経営改革に常に取り組むためには、職員一人ひとりがコンプライアンスに対する高い意識を持ち続けなければならない。そのためには、職員を教育し育成する機会を設けながら、コンプライアンスを重視する職場風土を醸成する必要がある。

これまで(公財)保健センターでは、公正かつ適切な事業活動を行うため様々な規程・規則等を制定し、その普及・定着を図るよう努めてきた。また、コンプライアンス委員会を設置し、個人情報 の適正な取り扱いやハラスメントの研修など、職員一人ひとりがコンプライアンスを重視する意識を持つよう働きかけることや職場風土を醸成することに取り組んでいる。

② 改革の基本的な考え方

採用時・昇任時などに、職位・階層に応じたコンプライアンス意識の向上を目的とした研修を実施していくとともに、定期的に職場全体にその意識を高めるための研修等に取り組む。

③ 主な取り組み

I 個人情報保護に関する研修等の実施

II 職員への情報提供

- 国、都や区の保健、医療、福祉施策等の動向の変化や関連法・計画改定など社会情勢等に関する情報の提供

III ハラスメントの啓発

(2) 情報公開制度と個人情報保護

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)保健センターは、「個人情報の保護に関する法律」が令和2年3月に改正されたことを受け、「公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規則」、「公益財団法人世田谷区保健センター個人情報保護要綱」を改正し、事業等に関する個人情報を適正に収集・管理している。

また、「個人情報取扱事業者」として、個人情報を収集・管理しつつ利用する若しくは提供するにあたっては、個人の人格尊重の理念の下で個人情報の保護を図り取り扱う個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止、その他の個人データの安全管理のために、以下に示す必要かつ適切な措置を講じている。

また、マイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の施行に伴い、事業者の責務として特定個人情報を適正に取扱うため、「特定個人情報取扱規則」を定めた。

財団として保有する多くの要配慮個人情報の取扱いの徹底、情報公開の迅速な対応、委託業者の監督などを、恒常的に行っていかなければならない。

《組織的安全管理措置》

- ・組織体制の整備、漏えい等の事案に対する体制の整備。
- ・個人データの取り扱いルールに基づく運用、状況確認する手段の整備と状況把握及び安全管理措置

《人的安全管理措置》

- ・職員の教育

《物理的安全管理措置》

- ・個人データ取扱い区域の管理と機器及び電子媒体等の盗難等の防止。
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい防止

《技術的安全管理措置》

- ・アクセス制御、アクセス者の識別と認証
- ・外部からの不正アクセス等の防止。
- ・情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

② 改革の基本的な考え方

財団としての構築したセキュリティーポリシーにより、個人情報取扱事業者としての責務、個人情報漏洩防止等のリスクマネジメントなど個人情報保護に関する職員意識の醸成に努める。

③ 主な取り組み

個人情報漏洩防止の手法の整備と職員の意識の醸成

- 個人情報（利用者情報）漏洩防止のための管理体制等の整備
- 個人情報（利用者情報）漏洩発生時の被害を最小限にするためのリスクマネジメントマニュアルの整備
- 個人情報（利用者情報）漏洩防止に向けた職員教育の徹底

(3) ハラスメント対策の推進

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)保健センターでは職員のメンタルヘルス対策として、平成22年度から「ストレス調査」を開始した。その後、「労働衛生法の一部を改正する法律」により平成27年度12月1日に「ストレスチェック制度」が施行され、常時50名以上の労働者がいる事業場では、毎年1回の「ストレスチェック」が義務化された。

ストレスチェックの調査には、セクハラ及びパワハラの質問項目があり、どの程度の人数(割合)が訴えているか把握することができる。その結果は衛生委員会に報告されハラスメント防止の注意喚起とともに、委員を通じて全職員に伝えられている。また、全職員対象にパワハラについての研修会を実施、さらに職員の相談先として、内部に相談担当者を置くとともに、外部相談先を設置し職員がいつでも会社に知られることなく相談できる体制を整えている。

令和2年6月1日から「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(通称パワハラ防止法)の施行により、措置義務が事業主に課され、従来からのセクハラやマタハラ等の防止に加え、すべてのハラスメントに対応する体制を構築する必要がある。

また、令和元年に設置した「コンプライアンス委員会」での検討をうけ、各係にハラスメントに関するパンフレットの設置やハラスメントチェックシートの配布など、衛生委員会と連携して取り組んでいる。

② 改革の基本的な考え方

事業主としてのハラスメントに対する方針を明確にし、職員に周知・啓発を行うことや、職場のハラスメントに係る適切な対応・事後の対応、さらには相談者や行為者等のプライバシーの保護、相談者への不利益取り扱い禁止など、法改正を踏まえて十分な措置を講じていく。

③ 主な取り組み

I ハラスメント防止措置の徹底

- ハラスメントのない職場への風土づくり

II ハラスメントの理解と職員の意識の醸成

- ハラスメント理解に向けた職員研修の実施
- ハラスメントがない職場環境を作るための職員の意識の醸成

5 区民サービスの質の向上

(1) 区民サービスの質の向上

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)保健センターでは、利用者に対するより良いサービスの向上をめざし、当施設の利用者や検査等を利用する利用者を対象とした「利用者満足度調査」(毎年実施)や医療事業の精密検査を提供する地域の医療機関を対象とした「医療機関アンケート」(平成22年、26年、29年度実施)を実施してきた。

これまでの「利用者満足度調査」では、毎年8～9割の利用者が職員の対応等を「良い」「とても良い」と回答するなど、満足度では一定程度の成果が得られている。しかし、自由意見では、「がん検診の予約が窓口でもできるとよい」「土曜・日曜の講座を増やしてほしい」「健診時に動脈硬化や骨密度など他の検査も取り入れてほしい」「気楽に話ができる自由スペースがほしい」「健康診断などの情報がほしい」など、数多くの要望等が寄せられている。

平成29年、移転前の状況把握として実施した「医療機関アンケート」では、回答した医療機関の7割が保健センターを利用しており、このうち7割強の医療機関が『今後も利用する』と答えるなど、保健センターの精密検査への期待が窺える。また、医療機関の8割が保健センターの精密検査を「予約がすぐ取れる」「結果が早い」「レポートが分かりやすい」等と高く評価しているものの、「機器性能が高い」という設問に対して『そう思う』と答えた医療機関は7割程度に止まる結果となった。

移転時に導入したCT・MRIにより、撮影時間の短縮や被ばく量の低減、鮮明な高解像度画像など、利用者の負担の軽減と質の高い検査が可能になったことから、医療機関への積極的な周知を図り利用拡大をめざす必要がある。

令和2年の梅ヶ丘移転時に、地域の健康づくり活動団体を対象とした「運動指導員実地指導に派遣している自主グループに対するアンケート」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により見合わせた。しかし、地域での健康づくりを普及するためには、アンケート等により、自主グループの要望を把握し、ニーズに合わせたサービスを提供していくことが必要である。

② 改革の基本的な考え方

サービスの向上の観点から、利用者の声を直接聞き要望等を把握することは重要であり、今後も定期的に調査を継続していく。また、調査結果を評価・検証し、事業運営等の改善や職員の接遇の向上へ活用するとともに、結果を広く利用者等へ公表(施設内掲示、ホームページ等)する。

③ 主な取り組み

I 利用者に対するより良いサービスの向上をめざした実態調査及び評価・
検証等の継続実施

- 「利用者満足度調査」の例年実施及び経年変化（5年毎）の
評価・検証の実施
- 「医療機関アンケート」の実施
- 「運動指導員実地指導に派遣している自主グループに対するアン
ケート」の実施
- 各種実態調査結果及び評価・検証等の利用者への公表
（施設内掲示、ホームページ等）
- ご意見箱の設置と回答掲示

II 働く世代等の新規利用者獲得及び利用促進に向けた取り組み

- 夜間の施設利用枠拡大のための職員の勤務時間の変更の検討
（フレックスタイムの導入等）
- 土日の施設利用枠拡大のための施設開設日の変更の検討
（官庁執務型勤務時間の見直しと平日週休日等の導入等）

III 誰もが安心して利用しやすい施設環境等の整備

- 子育て世代が参加しやすい環境の整備に向けた検討
（健康教育事業等における託児等の導入）
- 障害者に優しい健康づくりに向けた環境の整備及び検討
（講演会等への手話通訳配置や各種案内等への音声コード導入
等）
- 感染症（新型コロナウイルス等）の流行拡大防止策の徹底

IV 地域活動団体支援のあり方等についての改善

- 「せたがや元気体操リーダー」の指導技術向上に向けた研修会等
の継続実施
- 長期継続団体支援のあり方等の改善

(2) 広報活動の強化

① これまでの経緯と現状の課題

現在、(公財)保健センターが実施する各種の事業について、次の手段等で区民等に広く周知している。

- 保健センター健康情報紙「げんき人」の発行
 - ・タブロイド判(2頁) 年3回(5・7・3月) 発行 各285,00部
 - ・タブロイド判(4頁) 年1回(9月) 発行 各285,00部
- 区報「せたがや」の活用
(毎月1日・15日、25日発行)
- 世田谷区保健センターホームページ
- 区内掲示板への掲示
- 世田谷線ホーム掲示板への掲示
- 施設内の掲示・パンフレット配布
- 町会・自治会回覧(胃・大腸がん検診に限る)
- エフ・エム・せたがやでの放送
- フェイスブックでの情報発信

しかし、区立保健センターの利用者の多くは65歳以上の高齢者が占めており、生活習慣病予備軍として最も健康づくりを促進しなければならない「働く世代(壮年期世代)」の利用者が少ない。その要因として、働く世代が主に利用しているSNS等の電子媒体での広報手段の整備が十分とは言えない。

②改革の基本的な考え方

限られた広報手段の効果を最大限に引き出すために、(公財)保健センターの健康情報紙「げんき人」を戦略的に発行し、新たな世代の利用者の獲得につなげる。

また、働く世代(壮年期世代)や若い世代も視野に入れた、SNS等の広報手段の活用を強化する。

③ 主な取り組み

I 健康情報紙「げんき人」の戦略的かつ効果的な発行

- 重複配布の把握と効果的な配布先の見直し
- 高齢世代に比較し新聞の定期購読率が低い壮年期世代対策としての区立小中学校を通じた「げんき人」の配布（区教育委員会との連携）
- 区民への健康情報提供の効果的な発信等を踏まえた記事の内容、年間スケジュール等の見直しと発行回数の増

II 若い世代等が注目する新たな広報手段等の開発

- （公財）保健センターのホームページの情報の更新の迅速化
- インターネットを活用した新たな情報相互発信ツールの開発
- 「LINE」、「You Tube」等、SNS の広報媒体の効果的活用

6 質の高い人材の育成

区の「外郭団体改革基本方針」（平成26年3月）では、外郭団体の自主・自立に向け、区派遣職員が担っていた業務の固有職員への移行が求められている。また、今後10年で約半数の職員が定年を迎えることへの対応も必要である。

(1) 世代交代を視野に財団経営に必要な人材の確保

① これまでの経緯と現状の課題

これまで（公財）保健センターが担う各事業・業務の定量・定性分析は十分に行われてはおらず、現在の職員配置数が実態に即したものと判断しづらい状況にある。また、従前より区に準拠し整備してきた人事・給与制度についても、財団独自の観点による検討が十分とはいえない。

そのため、各組織の専門性の維持向上や経営改革を見据え、職員の雇用形態バランスを踏まえた柔軟かつ弾力的な職員の適正な定数管理が求められる。加えて社会情勢の変化や民間事業者との均衡並びに人材確保の観点から、適切な人事・給与制度の確立を図る必要がある。

向こう10年の大量退職（定年）問題も踏まえ、業務知識や技術の継承を図りつつ、高い専門性を発揮できる人材を着実に育成するなど、次世代を担うリーダーの計画的な育成が急務である。

さらに、定年退職者の雇用確保のために、平成24年の高齢者の雇用の安定等に関する法律の成立を受け、区の再任用制度の導入に準拠しつつ、財団独自の定年退職者に対する再任用制度（週5日勤務）を設けた。

平成30年公布の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）に基づき、非常勤職員の処遇改善が求められている。

② 改革の基本的な考え方

- 必要最小限の定数をもってその専門性を存分に発揮できる職員の職種及び雇用形態等の整備を図る。
- 今後、直面する財団職員の大量定年退職に備え、財団経営に必要な人材の安定的かつ計画的な確保・育成に努め、将来に向けて計画的に世代交代を進める。

③ 主な取り組み

- I 将来の財団経営を見据えた人員配置や定数等の見直し
 - 人材（正規、再任用、非常勤）の効果的な活用
 - 人員の定数化（平成26年度より実施）

- II 財団経営に必要な人材の安定的かつ計画的な確保
 - 新規職員の採用に関する基本的な考え方
 - ・ 常勤専門職の正規職員公募（平成26年度より実施）
 - ・ 有期雇用職員の効果的な活用（例示）について
 - その他の人材確保に関する考え方
 - ※ 専門職種の計画的な採用
 - 質の高い医師の確保と効果的な活用
 - 経験者採用枠制度
 - 非常勤職員の処遇改善

- III 定年退職者等の効果的な活用をめざした財団独自の再任用制度の構築
 - 再任用職員の効果的な活用について

(2) 財団の経営改革を推進できる人材の育成

① これまでの経緯と現状の課題

当財団は経験豊富で優秀な専門スタッフのノウハウと高度な技術により、区民の総合的な健康診査、健康相談・指導及び教育や障害者（児）の自立訓練等の専門機関機能を果たしてきた。その一方で、職員の資質の向上や育成、民間事業者としての時代を切り開く発想や経営感覚などを効果的に習得する手法や手段が体系的に十分整備されておらず、職員研修の体系化や内外研修の効果的な活用及び職務の自己啓発やOJTなど、日常的な研修の重要性を認識できる職場風土の構築が求められている。

さらに、職員の人材育成の観点から平成22年度以降、「職員の目標管理制度」及び「財団を支える幹部職員の昇任選考制度」の導入に加え、平成24年度には区に準拠し職員の勤務評定を行っている。引き続き、これらの人事考課制度を効果的に活用し人材育成を進めていく必要がある。

② 改革の基本的な考え方

区が求める外郭団体に対する改革推進と人材育成の目標を視野に作成した「財団が求める職員像」（保健センター人事・組織計画）を適宜改訂し、職員の育成に活用する。また、職層ごとのキャリア形成や職務遂行の上で必要な専門的な知識を習得する機会など、財団職員を育成する研修体系を整備する。

さらに、人事考課制度を効果的に活用して、職員の勤労意欲を高めるとともに、人材育成を進める。

③ 主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">I 人材育成のための研修体系の整備と人材育成に向けた職場風土の構築<ul style="list-style-type: none">○ 職員研修の体系化○ 人材育成に向けた職場風土の構築II 人材育成に必要な職員の目標管理と人事考課制度の整備<ul style="list-style-type: none">○ 自己申告書を活用した職員の目標管理 |
|---|

7 安全管理体制の強化

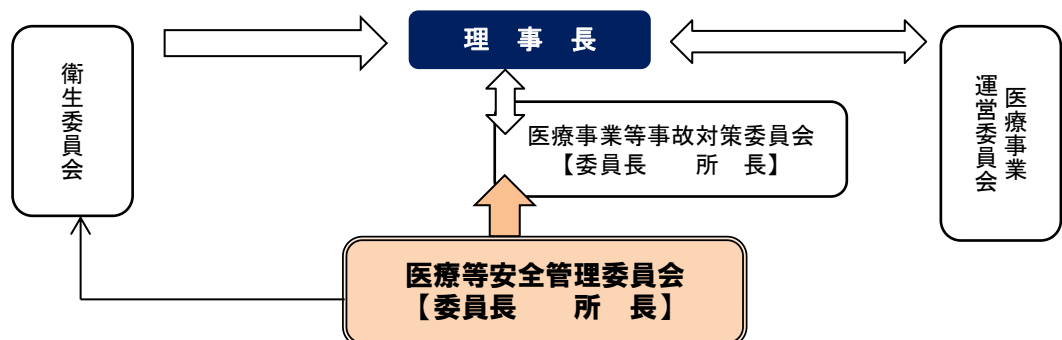
(1) 医療等安全管理委員会

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)保健センターではこれまで、区民の身近な検査・検診機関(医療機関)として、「医療事業等事故対策委員会」、「院内感染対策委員会」、「インフルエンザ対策委員会」及び「衛生委員会」等を設置し、医療事業等の問題発生時には適切な対応を図ってきた。また、平成19年の医療法改正に基づき「感染症対策マニュアル」を作成するなど、日々利用者や事業運営の安全管理の向上に努めてきた。

平成26年4月には、医療事業等のさらなる安全管理の強化に向け入院設備のある医療機関に義務付けられる「医療等安全管理委員会」を自主的に設置するとともに、同委員会においては、従事者千人規模の医療機関を参考に「医療等安全管理マニュアル」を作成し、医療事業はもとより健康増進事業、震災・火災時の対応を含めた総合的安全管理をめざした「インシデント・アクシデント報告システム」を導入した。

【保健センターの医療等の安全管理の体制】



インシデント・アクシデント報告様式の簡素化、共通化、同報告の流れ等の明確化など、同システムの標準化を図ることに加え、同報告を例月ごとに集約し評価しつつ職員にフィードバックしてインシデント・アクシデントの再発防止など、安全管理の向上に日々努めている。さらに、同委員会主催の「胃がん検診安全対策に関する取り組み」「バリウム誤嚥の対処法」等をテーマとする職員向け安全管理講習会などの開催を通じ、職員の危機管理意識を醸成している。

② 改革の基本的な考え方

インシデント・アクシデント報告システムで得られた情報の集積と評価・分析を継続し、インシデント・アクシデント再発防止を体系的に整理する。また、職員の医療事業等に対する安全面での危機管理意識の醸成等にも取り組んでいく。

③ 主な取り組み

- | |
|--|
| I 利用者や事業運営の安全管理の向上の取り組みの継続
II インシデント・アクシデント情報の集積と評価・分析の継続
III 職員向け実践的な安全管理講習会の定期的な開催 |
|--|

(2) 危機管理委員会

① これまでの経緯と現状の課題

(公財)世田谷区保健センターは、区立施設としてだけでなく、医療機関としての側面も持つことから、平成14年6月に「院内感染対策委員会」を設置し、さらに、平成21年4月には、新型インフルエンザ対策を講じるため、「インフルエンザ対策委員会」も設置して感染症対策に取り組んできた。令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策及びパンデミック等に速やかに対応していくため危機管理委員会を設置した。これにより「院内感染対策委員会」「インフルエンザ対策委員会」は解散し、今後は「危機管理委員会」で扱うこととし、新型コロナウイルス感染症第1波後には、第2波に備えての対応方法をまとめた。

② 改革の基本的な考え方

今後は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策マニュアルの整備や大規模災害時の危機管理マニュアルを整備していく。また、来所者用のソファや物品の消毒、マスク着用など必要な対策を通じ、指定管理者として徹底した感染予防策を講じていく。

③ 主な取り組み

- | |
|--|
| I 感染症対応マニュアルの更新
II 大規模災害時における役割の検討
○ 「うめとぴあ」における保健センターの役割
○ 休日・夜間の大規模災害を想定した職員の参集訓練の実施
○ 関係所管との連携による総合防災訓練の計画策定と実施（訓練）
III 災害対応マニュアルの更新 |
|--|

(3) 防災対策の強化

① これまでの経緯と現状の課題

指定管理者の責務として、区立保健センターにおける自衛消防組織を設置・運営し、施設内の火災発生に備えた防火訓練を年に1回実施している。また、東日本大震災を教訓に地震への備えとして、常勤職員の3日分の食糧等の備蓄、懐中電灯や簡易トイレ、施設内の什器類において転倒防止対策等の備えを進めてきた。

令和2年4月に梅ヶ丘拠点うめとぴあ内の区立保健医療福祉総合プラザに移転したことから、今後は、うめとぴあ内の各団体と連携し、災害時のマニュアルを作成していく。また、令和2年度に立ち上げた危機管理委員会内で、財団独自の大規模災害時の危機管理マニュアルを作成し、医療系専門職員を多数抱える保健センターとしてできること・すべきことを検討していく。

② 改革の基本的な考え方

今後は、防災対策等の危機管理の強化や職員一人ひとりの意識啓発を高める取り組み等を通じ、指定管理者として大規模災害等にも備えていく。また、大規模災害等後の施設管理・業務等の早期復旧をめざしたBCP(事業継続計画)を策定する。

③ 主な取り組み

I 大規模災害時に備えた危機管理マニュアル等の整備

- 大規模災害時の職員相互のバックアップ体制等の確保（不在職員等の対応）及び休日・夜間の大規模災害を想定した職員の参集体制、緊急連絡網等の整備
- 災害発生時初動マニュアル及びBCP(事業継続計画)の整備
- 大規模災害等を想定した総合危機管理マニュアルの整備

II 大規模災害時を想定した防災訓練等の実施

- うめとぴあ内施設と連携して危機管理マニュアルに沿った机上訓練を実施（マニュアルの評価・検証）
- 休日・夜間の大規模災害を想定した職員の参集訓練の実施
- 関係所管との連携による総合防災訓練の計画策定と実施（訓練）

公益財団法人 世田谷区保健センター 第三次経営ビジョン

令和3年3月発行

編集・発行 公益財団法人 世田谷区保健センター

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-37-10

区立保健医療福祉総合プラザ内

電話 03-3265-7567 F A X 03-6265-7419